

古畳を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について

平成14年 4月10日付け14生畜第185号農林水産省生産局長通知
最終改正 平成28年12月22日付け28消安第3615号農林水産省消費・安全局長通知

独立行政法人農林水産消費安全技術センターから、古畳を原料とする飼料の分析を行ったところ、**BHC** 及び**ディルドリン**が「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け畜産局長通知63畜 B 第2050号）を超えて検出された旨報告がありました。これに伴い、下記の対策を講じることとなっていますので、対応方よろしくお願ひします。

記

- 1 農家に対して、古畳を原料とするわらを家畜用の飼料、堆肥又は敷草に用いないよう指導すること。

ただし、当該わらが飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づく飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のセ及びソ並びに「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）の基準を超えないことが確認されている場合は、飼料として用いることができる。また、**BHC**、**DDT**、**アルドリン**、**ディルドリン**、**エンドリン**、**クロルデン**及び**ヘプタクロル**が検出されていないことを確認されている場合は、堆肥又は敷草として用いることができる。

- 2 古畳を原料とするわらを飼料、堆肥又は敷草として利用していた農家及び堆肥の生産業者を調査、使用していた場合は、入手先（製造・販売業者、商品名）、使用農家の氏名及び住所を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び生産局畜産部飼料課に連絡すること。